

### 【納付時期】

- ◎特別徴収(年金天引き)は、年金支給月である4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回となります。
- ◎普通徴収(納付書での納付)は、8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月の8期となります。

### 【平成20年度の特別徴収額および普通徴収額】

- ◎特別徴収(年金天引き)は、平成20年4月から始まりますが、4月、6月、8月までの3回は、平成18年中の所得をもとに算出した額が天引きされます(仮徴収)。10月、12月、2月の3回は、平成20年度の後期高齢者医療保険料から仮徴収額を差引いた額が天引きされます(本徴収)。なお、特別徴収に係る仮徴収金額および本徴収金額については、事前に特別徴収対象者に通知書を送付します。
- ◎普通徴収(納付書での納付)は、平成20年度の後期高齢者医療保険料を8期(8月から3月)で納めます。

## 4月から国民健康保険税も特別徴収(年金天引き)に!!

### ◆4月からの国民健康保険税について

#### 【被保険者および納税義務者】

75歳未満の人で小松島市の国民健康保険に加入されている人が、国民健康保険の被保険者となります。(平成20年3月までは、年齢に関係なく小松島市の国民健康保険に加入されている人全てが国民健康保険の被保険者でありましたが、平成20年4月から75歳以上の方は、新たに新設されました徳島県後期高齢者医療広域連合が、保険者となる後期高齢者医療保険の被保険者となり、小松島市の国民健康保険の被保険者資格は平成20年3月をもって自動的に喪失することになります。)

なお、国民健康保険税は、被保険者一人ひとりに個別に課税し納税義務者とするものではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納税義務者となり、世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、保険税の納付義務は世帯主(擬制世帯主)となります。

この場合の擬制世帯主については、保険税賦課額の算定に関しては除外されています。

区 分	課税の基礎	平成19年度			平成20年度		
		医療分	介護分		医療分	介護分	後期支援金分 (新設)(注1)
所得割額	総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額	9.2%	2.3%	調整中 (注2)	調整中 (注2)	調整中 (注2)	
資産割額	固定資産税額のうち土地と家屋分の金額	40.0%	7.0%	調整中 (注2)	調整中 (注2)	調整中 (注2)	
均等割額	被保険者1人	24,300円	7,700円	調整中 (注2)	調整中 (注2)	調整中 (注2)	
平等割額	被保険者のいる1世帯	27,600円	5,500円	調整中 (注2)	調整中 (注2)	調整中 (注2)	
課税限度額(1世帯について)		560,000円	90,000円	調整中 (注2)	調整中 (注2)	調整中 (注2)	

(注1)「後期支援金分」とは、後期高齢者の医療費を全体(国民健康保険や社会保険等の被保険者)で支えあう制度として平成20年度から新設されるものです。

(注2)平成20年度の保険料は現在調整中ですが、決まり次第お知らせします。

#### 【保険税の納め方】

- ◎特別徴収(年金天引き)は、世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であって、年金額が年間18万円以上の方が対象となります。ただし、年金天引きされる介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、介護保険料のみ年金天引きとなり、国民健康保険税は小松島市が発行する納入通知書(普通徴収)により納めます。
- ◎普通徴収(納付書での納付)は、特別徴収以外の方が対象となり、小松島市が発行する納入通知書により納めます。なお、年度途中で65歳になる人や市外から転入した人等は、年金の有無にかかわらず一時普通徴収となります。

### 【納付時期】

- ◎特別徴収(年金天引き)は、年金支給月である4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回となります。
- ◎普通徴収(納付書での納付)は、7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月の8期となります。

### 【平成20年度の特別徴収額および普通徴収額】

- ◎特別徴収(年金天引き)は、平成20年4月から始まりますが、4月、6月、8月までの3回は、平成19年度の国民健康保険税をもとに算出した額が天引きされます(仮徴収)。10月、12月、2月の3回は、平成20年度の国民健康保険税額から仮徴収額を差引いた額が天引きされます(本徴収)。なお、特別徴収に係る仮徴収金額および本徴収金額については、事前に特別徴収対象者に通知書を送付します。
- ◎普通徴収(納付書での納付)は、平成20年度の国民健康保険税額を8期(7月から2月)で納めます。

#### お問い合わせ先

保険料(税)(後期、国保)については、	市税務課 諸税係 (市役所1階 ☎32・3845)
その他後期高齢者医療保険については、	市健康増進課 老人保健係 (市役所1階 ☎32・2113)
その他の国民健康保険については、	市健康増進課 国保係 (市役所1階 ☎32・2113)